

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会（第102回）議事録

令和2年9月10日（木）
13時00分～15時00分
WEB会議

〔出席者〕

（委員）石井委員，井上委員，大木委員，神吉委員，黒崎委員，島田委員，東松委員，戸田委員，根岸委員，野田委員，南田委員，浜田委員，眞嶋委員，松岡委員，村田委員，毛受委員（計16名）

（文化庁）柳澤国語課長，津田地域日本語教育推進室長補佐，増田日本語教育調査官，北村日本語教育専門職，松井日本語教育専門職，ほか関係官

〔配布資料〕

- 1 第101回日本語教育小委員会議事録（案）
- 2 「日本語教育の参照枠」一次報告（案）に関する国民からの意見募集の結果について
- 3 「日本語教育の参照枠」一次報告（案）
- 4 「日本語教育の参照枠」一次報告（案）概要
- 5 言語能力記述文の作成方法及び検証方法に関するガイドライン（案）
- 6 「日本語教育の参照枠」二次報告（骨子案）－日本語能力評価の考え方について－

〔参考資料〕

- 1 第20期日本語教育小委員会の審議内容について
- 2 「日本語能力の判定基準」等に関するワーキンググループの進め方について
- 3 平成30年度日本語教育総合調査－日本語の能力評価の仕組みについて－

〔経過概要〕

- 1 事務局から配布資料の確認があった。
- 2 議事1「「日本語教育の参照枠」一次報告（案）について」，事務局から配布資料2「「日本語教育の参照枠」一次報告（案）に関する国民からの意見募集の結果について」及び配布資料3「「日本語教育の参照枠」一次報告案」について説明を行った後，意見交換を行った。
- 3 議事2「日本語能力の判定基準等について」，根岸座長から配布資料5「言語能力記述文の作成方法及び検証方法に関するガイドライン（案）」について説明があり，意見交換を行った。
- 4 根岸座長から配布資料6「「日本語教育の参照枠」二次報告（骨子案）－日本語能力評価の考え方について－」について説明があり，意見交換を行った。
- 5 次回の日本語教育小委員会は令和2年12月17日（木）に行うことを確認した。
- 6 質疑応答及び意見交換における各委員の発言は次の通りである。

○石井主査

ただいまから第102回，今期第3回の日本語教育小委員会を開催いたします。本日は遠隔による審議となります。カメラは定点設置となっておりますので，発言者の顔が映りませぬので，御発言いただく際には，お名前を言ってから御発言くださいますよう，委員の皆様のお協力をよろしくお願いいたします。また，傍聴者の皆様にも御理解のほどお願いいたします。

議事に入る前に，国語課長に就任なさいました柳澤課長から一言御挨拶いただきたいと思

ます。

○柳澤国語課長

7月の末に国語課長に着任いたしました柳澤と申します。直前は学校教員の養成・研修や免許等の担当課長をしておりました。どうぞよろしくお願いいたします。

○石井主査

ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の議事ですが、議事次第を御覧ください。本日の主な議事は2つございます。一つ目ですが、「日本語教育の参照枠」一次報告（案）について。こちらは、本日の審議を経て、日本語教育小委員会のまとめとしたいと考えております。

それから二つ目ですが、本小委員会に設置された二つのワーキンググループのうち、日本語能力の判定基準等に関するワーキンググループから中間報告を頂くことになっております。限られた時間での審議となりますので、皆様、進行に御協力いただきますよう、また活発な御議論をお願いしたいと思います。議事に入る前に、本日の出席者及び配布資料の確認を、事務局からお願いいたします。

○増田日本語教育調査官

本日の出席者ですが、委員の全体数16名中、16名全員御出席を頂いております。ありがとうございます。また、傍聴は22名予約を頂いております。今参加していただいていることと思います。

では、配布資料について確認します。議事次第を御覧ください。配布資料、資料が「1」から「6」となっております。参考資料が「1」から「3」となっております。議事次第の掲載のとおりですので、資料名は割愛させていただきたいと思います。文化庁のホームページ、本日の102回日本語教育小委員会のところに資料を掲載しておりますので、傍聴者の皆様もそちらを御覧いただければと思います。よろしくよろしくお願いいたします。以上です。

○石井主査

資料1の前の議事録案につきましては、本日より1週間後をめどに御確認いただき、変更を要する点がございましたら事務局まで御連絡ください。なお、議事録の最終的な確定につきましては、私、主査に御一任いただけますようお願いいたします。

それでは議事に入ります。議事1、「日本語教育の参照枠」一次報告（案）についてですが、こちらは昨年度の報告（案）に対して国民からの意見募集、いわゆるパブリックコメントを実施していただけていました。その結果がまとまったようですので、事務局から資料2の「意見募集の結果」概要について御説明いただきたいと思います。

また、パブリックコメント及び前回以降に委員からお寄せいただいた御意見を踏まえて、資料3の『日本語教育の参照枠』一次報告書（案）に加筆・修正を加えておりますので、これについても変更点を中心に説明していただいた上で、委員の皆様にご審議を頂きたいと思っております。それでは事務局からお願いいたします。

○松井日本語教育専門職

事務局より、資料2と資料3の説明をさせていただきます。資料2『日本語教育の参照枠』一次報告（案）に関する国民からの意見募集の結果について、御説明させていただきます。

初めに、今回の意見募集で御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申

し上げます。意見募集の期間は令和2年7月1日から令和2年8月3日までとなっております。告知の方法は文化庁ホームページ並びにe-Gov, による意見募集を行いました。

意見の提出状況でございますが、意見総数、合計66件、240項目について御意見を頂きました。内容ごとの意見の内訳につきましては資料2, 1ページの表のとおりでございます。2ページ目、寄せられました意見に基づいて事務局の責任において作成した主な意見について御紹介させていただきたいと思っております。

「I 日本語教育の参照枠」に関する審議について、「1. 現状と課題」では、「標準と参照枠の違いを押さえた上で、なぜ標準ではなく、参照枠を作成しようとするのかを明記するべきではないか。」「国内における生活、就労、進学、学術研究、子育て等の領域についての日本語能力を測る指標がなく、民間試験等によって測られていることは問題である。国内外の日本語教育を受ける人々のための共通の参照枠が必要で、国として示す方向で動き出したことには意義がある。」という意見などがございました。

「2. 日本語教育の参照枠」では、「『日本語教育の参照枠』の三つの柱について賛成する。ただし、1, 2, 3がどのような関係にあるのかを示すべきである。」「日本語学習者を社会的存在と捉える」とあるが、どういう社会的存在となるのか等について、目指す社会について外国人との共生の在り方などを示すと、より人々に受け入れられやすいものになるのではないか。」という意見などがございました。

「3. 『日本語教育の参照枠』の枠組みとしてヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR)を参考とすることについて」に関する意見です。「CEFR2001年版ではその適用、対象範囲は外国語教育とされていた。ここにおける『日本語教育の参照枠』の日本語教育が外国語教育なのか、第二言語なのかを意識して、場合によっては両者の間に比重を設けることも考えるべきではないか。」「この参照枠が日本語母語話者に対して訴えるものとしても機能してほしい。」「運用面・実施後の問題は多いのではないか。運用できる人材育成までをセットで考えていただきたい。」「CEFR2018年版の分析も必要ではないか。CEFR2018年版コンパニオンボリュームについても参考に、能力記述文を充実させていってほしい。」「『日本語教育の参照枠』は年齢を問わない全ての外国人が対象であると認識した。しかし、児童生徒等を含む全ての外国人に対して当てはめることには疑問を感じる。」という御意見などがありました。

続きまして「II 『日本語教育の参照枠』について」、「1. 構成について」に関する意見でございます。「期待される効果」に以下の四つの対象(日本語学習者、教育機関、試験機関、社会)が示されているが、行政機関が入っていない理由も知りたい。「社会」に書かれていることを実現するためには行政の積極的な関与が必要ではないのか。」「図1 『日本語教育の参照枠』構成図」について、「領域別の能力記述文」の例として「生活」「就労」「留学」などの領域を示しているが、この点についてCEFRで示した「領域(domain)」との混乱を避けるために、「領域別」ではなく「分野別」等の用語を使用した方がよいのではないか。」「CEFR2018年版ではなく、今回の2001年版を参照することとした理由に触れるべきではないか。」という御意見などを頂きました。

続きまして、「2. 日本語能力観と六つのレベル、全体的な尺度、言語活動別の熟達度」に関する御意見です。資料の6ページでございます。「CEFR2018年度半ではPre A1からAbove C2までの11レベルがある。6レベルの方が分かりやすいが、学習の上でPre A1レベルはあった方がいいのではないか。」「『標準語』という言い方はいかがなものか。『共通語』あるいは『日本語教育の参照枠』一次報告案の中で使用されている語彙を組み合わせて「公式の話し方」等と言うべきではないか。」という御意見などを頂きました。

続きまして「3. CEFR 活動Can-do 一覧, CEFR 方略Can-do・テキストCan-do 一覧,

CEFR 能力Can-do 一覧」についての御意見です。「Can doの中にディスコース、テキスト、コンテキスト、コノテーションなど専門的用語が散見されるが、一般の人には分かりにくい。」「能力記述文が細かくあることは分かりやすく大変ありがたい。ただし、日本語の場合、漢字があるため、このままの記述文だけでは分かりにくいところがある。」などの御意見を頂きました。

7ページ、「4. 漢字の扱いについて」です。「学習目標は個別の漢字や熟語ではなく、『住所を漢字で書く』という言語活動のような形で学習目標設定を行うという方針に賛成する。」「漢字学習にもICTツールの利用を視野に入れたCan doを作成すべき。また、漢字に関する方略Can doを定めることが重要ではないか。」などの御意見を頂きました。

「5. 令和2年度以降の検討課題」についてです。「ランゲージポートフォリオについて62ページで今後検討としているが、ランゲージポートフォリオの必要性については7ページの段階で明言すべきである。」「ランゲージポートフォリオの開発が今後の課題に挙げられているが、e-ポートフォリオ（オンライン）の開発を希望する。様々な使用者を想定し、できるだけ多くの人簡単にアクセスでき、複雑な操作が必要ないスマートフォンのアプリなどの開発を求めたい。」などの御意見を頂きました。

最後、8ページ「その他の意見」です。「学習者が社会的存在となるために社会参加することを目標とし、それに向けて環境を整えることが重要である。」「『日本語教育の参照枠』で示された五つの言語活動のうち、書く、話すなどを既存の日本語能力試験にもっと取り入れていくようになればよいと思う。」「日本人に外国人の日本語レベルを周知するだけでなく、日本人側が外国人のレベルに合った対応が取れるよう配慮することも必要であろう。」などの御意見を頂きました。

資料2「『日本語教育の参照枠』一次報告（案）に関する国民からの意見募集の結果について」につきましては、以上でございます。

続きまして、資料3「『日本語教育の参照枠』一次報告（案）」において修正しましたところについて御説明いたします。黄色のハイライトで示してあるところが主な修正点でございます。これから、主な修正点について御説明いたします。

まず、目次の次、「はじめに」のところでございます。「はじめに」の文章の真ん中より少し下の辺りに日本語教育の推進に関する法律第1条の文言を加えさせていただきました。「多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現に資する」というところです。この点につきましては、理念、目指すべき社会についてもっと書き込むべきという御意見を頂きましたので、こちらに書き込みをさせていただきました。

次は、「現状と課題」の部分でございます。ここも微細な修正を行いました。3ページでございます。「2. 『日本語教育の参照枠』について」の「(1) 『日本語教育の参照枠』が目指すもの」というところでございます。ここにも一つ目の丸に、「『日本語教育の参照枠』は、国内外における日本語教育の質の向上を通して、共生社会の実現に寄与することを目的とする」という文言を加えさせていただきました。

次、5ページでございます。「『日本語教育の参照枠』の枠組みとしてCEFRを参考とすることについて」というところ、CEFR補遺版2018年版について触れたところでございます。修正箇所は、「今回の『日本語教育の参照枠』一次報告（案）の検討に当たっては、まず第1段階としてCEFRの2001年版を主に参考として検討することにする」という内容に修正いたしました。今回の一次報告はあくまでも第1段階として示すものですので、第1段階としてCEFRの2001年版を参考とすることの説明させていただきました。

続きまして7ページです。「II 『日本語教育の参照枠』について」の「1. 構成」です。期待される効果について②行政機関の部分は意見募集で頂いた意見を基に「国や地方公共団体

等が地域日本語教育の目標や方針，教育内容を設定するために参照することにより，自立した言語使用者として必要となる日本語の学習環境の整備につながる」という一文を加えました。

続きまして12ページと14ページです。12ページと14ページの加筆はそれぞれ関係があります。12ページについては一番下の注6番を加筆いたしました。児童生徒に対する日本語指導についての内容です。こちらについては、「母語や認知能力の発達に十分に配慮する必要がある」という文言とともに、「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLA」についてリンクを掲載させていただきました。

続いて14ページです。囲みの中の文章でございますが、「児童生徒に対する日本語指導と『日本語教育の参照枠』という部分につきまして、『日本語教育の参照枠』を児童生徒に当てはめて使う場合は，その指導が適切かどうかを慎重に見極める必要がある。」という説明文を加えさせていただきます。加えて，欧州評議会が出しておりますヤングラーナーズ，子供向けの言語能力記述文についても取り上げました。

最後，17ページを御覧ください。一番下の説明ですが，その中に「共通語で話すことによってできるようになる言語活動」という説明がございます。ここは「標準語」という言葉を使っておりました。これはCEFRからの翻訳でそのまま「標準語」という言葉を使っておりましたが，意見募集で「標準語」という表現は改めた方がよいのではないかという意見を頂きました。つきましては，ここ以降，能力記述文の中に見られる「標準語」という言葉は全て「共通語」という言葉に置き換えました。以上が主な修正点でございます。

○石井主査

このような大変なコロナ禍の中で，意見募集に御協力くださいました皆様に，本小委員会を代表して感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

頂いた御意見を踏まえた修正箇所が黄色のマーカーで示されていますが，これらの変更点を中心に，資料3の一次報告案について御意見を頂きたいと思っております。それぞれお考えなり御意見をどうぞお聞かせください。いかがでしょうか。戸田委員，お願いします。

○戸田委員

「はじめに」の2ページ目，「本報告は三部構成になっています」というところのすぐ下で，「第I部では」の後，「目指すもの」に修正がされております。これは最初の報告案では「理念」という言葉になっていたと思うのですが，この言葉が「目指すもの」となった理由を伺いたいです。

次に8ページを見ますと，(2)言語教育観の三つの柱で説明がされていますが，丸の二つ目，「この三つの理念は」と「理念」という言葉が使われています。御説明いただけたらと思います。よろしくをお願いします。

○松井日本語教育専門職

事務局から説明させていただきます。御指摘のとおり，こちらは「理念」から「目指すもの」に変更させていただきました。こちらにつきましては，理念をどのように捉えたらいいのかという御意見を頂きましたところを参考にいたしまして，3ページの一番初めにこの三つの言語教育観の柱が出ているところで，『日本語教育の参照枠』が目指すもの」という節の名前で示しておりますので，そこに合わせて「目指すもの」に変えさせていただきました。

こちらについては，おおむね理念，方針のようなものかとは思いますが，節の表現とそろえて「はじめに」では変更させていただいたという経緯がございます。以上です。

○石井主査

ありがとうございます。

○村田委員

理念をしっかりと書けというパブコメもあった中、推進法の記載に寄り添って、「はじめに」で共生社会の実現や海外との交流を深めるということが書き込まれたのは大変結構だと思います。

また、3ページの「目指すもの」、理念の説明がある中で「言語・文化の相互理解・相互尊重」という言葉が入ったのも大変結構なことだと感じました。相互理解については、意見募集の御意見の中にもありましたが、これは専ら外国人の方が日本語を勉強しやすい環境を整えていくことが大きな目標ではありますが、やはりコミュニケーションというのは相互のものであり、この「目指すもの」の五つ目にも日本人が配慮しないといけないということが書かれております。ともすれば、こういう記述は読み飛ばされますので、「日本語教育の参照枠」が世に出るときは、外国人が日本語を学ぶということだけでなく、日本人の方も配慮が必要であるということがうまく伝わるような出し方が出来れば、より一層この理念が伝わるのではないかと感じた次第です。

それから、今回、小委員会で一次報告のまとめという形になると、主査が御説明になりましたが、こうした理念は世の中の変化に伴って、書き改められていくものであり、今後二次報告、三次報告と議論が進む中で、修正を要することも出てくるかもしれませんので、そういった仕組みが取れるようになれば良いと思いました。以上です。

○石井主査

ありがとうございます。報告の取りまとめ方については配慮が必要ということですね。神吉委員、お願いします。

○神吉委員

今回の修正箇所ではないところで恐縮ですが、8ページの冒頭に言語教育観の三つの柱があり、ここの二つ目の丸に「三つの理念は、CEFRにおいて、社会的存在、部分的能力、複言語主義として示されている概念を日本語教育の文脈から捉え直したものである」とあります。ここで複言語主義に対応するのは③の「多様な日本語使用を尊重する」ことになろうかと思うのですが、今、村田委員の御発言にもあったとおり、日本語の多様性ということだけでは複言語主義をきちんと反映しているとは、私は理解が出来ません。

そういう意味で、複言語主義というやはりCEFRの理念の一つの柱になるところを、言葉が難しいが、ごめんなさい、不適切だったらすいませんが、あまり矮小化せずに、やはりきちんとそれを私たちは政策の方向性として進めていくのであると。日本社会として複言語的な概念をきちんと受け入れるという方向で進めるのであるということを使うべきではないかと思えます。以上です。

○松井日本語教育専門職

事務局から説明させていただきます。複言語主義についての御指摘につきまして、「日本語教育の文脈から捉え直した」という表現は、本報告は「日本語教育の参照枠」ですので、日本語とともにそのほかの外国語を同時に評価し、生涯を通じて学習を推進していくという複言語主義の考え方とは直接のつながりはないかと思われまます。しかしながら、複言語主義には「理想的な言語話者として母語話者を想定しない」という考え方もあり、この概念は複言語主義の

大きなエッセンスかと思われます。昨年の「日本語教育の標準」に関するワーキンググループでの検討において、「日本語教育の参照枠」では、「多様な日本語使用を尊重する」という言語教育観の中に母語話者を規範としないという考え方を盛り込もうということになったという経緯がございます。

○石井主査

更にここについて何か御意見はありますでしょうか。よろしいですか。井上委員、お願いします。

○井上委員

17ページ以降に出てくる「共通語」に修正された箇所についてです。この「共通語」の定義といいますか、「標準語」とあったものを「共通語」にしたということであれば、一般的には日本全国で、例えばNHKのアナウンサーが話しているような日本語を「共通語」とここで表しているのかなと想像できるのですが、そういう理解でよろしいのでしょうか。

違う理解ももしかして成り立つのではないかという気もしました。的外れかもしれないのですが、例えば日本のある地方において方言でコミュニケーションが取れているような場において、そこでの共通語はその方言になるわけですね。あるいは、コミュニケーションを取っている日本人と外国人にとって、日本語以外の例えば英語が共通語になっている場合もありますね。そういうものもここには「共通語」として含めているのかどうかというところをはっきりさせておいた方がいいのではないかと思います。

○石井主査

井上委員の意見についていかがでしょう。

○松井日本語教育専門職

「共通語」に関しましては、国語調査官にも相談いたしまして、ここで用いている「共通語」の意味合いは、日本国内において日本語の話し方で共通して通じるものとしております。従って、「標準語」と違い、標準的なものあるいは標準的でないものという区分けはございません。委員のおっしゃるとおり、そこで言われている共通語というのは、日本全国において共通して使われているということでございます。あくまでも共通で通じる言葉という以上の意味は含まないことを確認しております。先ほどの神吉委員の御指摘にも関連するのですが、「多様な日本語を尊重する」といった場合に、日本語、外国語、日本語の方言のどのようなものを含むのかについては、複言語主義との関係で明確でない点がございますので、書きぶりを検討させていただきたいと思っております。

○石井主査

井上委員、いかがでしょうか。

○井上委員

分かりました。そういう御説明であれば、この「共通語」という言葉に対しては、今のような注釈を付けておいた方が分かりやすいのではないかと思います。

○松井日本語教育専門職

承知いたしました。

○石井主査

よろしく申し上げます。では、眞嶋委員、お願いします。

○眞嶋委員

いろいろなところを修正していただいて、良くなったと思います。ありがとうございました。特に、私は児童生徒のことについて気になっておりましたので、事務局とのやり取りもさせていただいたのですが、14ページに囲みのような形で記載いただきました。

欧州評議会も実は困っていて、まだ調査検討中であり、このCEFRとして公開されているものをそのまま年齢を問わずに子供に使うことは出来ないと聞いております。子供用の能力記述文はCEFRではまだ出来ていないということが、CEFR-CV、補遺版の2020年のバージョンには明確に書かれていますので、それが反映された形で14ページに書いていただいたのは良いのではないかと思います。

小さいところですが、3行目に「海外の補習校」という言い方があります。これは一般的には補習校で通じると思うのですが、「補習授業校」が正式名称だと理解しているので、こういう文書に載せるには「補習授業校」の方が良いように思います。

○松井日本語教育専門職

ありがとうございます。「補習授業校」で修正をさせていただきたいと思います。

○石井主査

14ページの補足の文章があるのは非常に意味があると思って、私も拝見しました。根岸委員、お願いします。

○根岸委員

戻ってしまいますが、先ほどの「共通語」についてです。CEFRの中にcommon languageがあるのですが、mediationのところで「2人に共通する言語がない場合は」という形で出てきます。それを「共通語がない場合は」と訳してしまうと、こちらで「共通語」と訳しているものとは違う意味になります。当面は良いかもしれませんが、少し注意が要るように思います。

○石井主査

御指摘ありがとうございます。根岸委員、例えば、そこは「共通語」という一つの言葉ではなくて、「両者の共通の言語」というように書き分けるというのはどうなのでしょう。

○根岸委員

丁寧にやるなら少し説明が必要だということです。ほかのところで使われている「共通語」とここで言う「共通の言語」は別物であるという説明をしてかき分ければ結構だと思います。

○石井主査

ありがとうございます。まだ時間はございます。ほかにいかがでしょうか。

○浜田委員

先ほどの眞嶋委員の御指摘の箇所に関連して、14ページの四角囲いのところです。先ほど、「補習校」についての御指摘があったのですが、日本語教育推進法なども考えますと、補習校以外にも、いわゆる継承語として海外の教育機関で日本語が教えられることもあります。

し、12ページの下から2行目ですと「子育て等」というように、かなり広い対象が想定されていますので、補習校だけではなく、「継承語として日本語を学ぶ子供たち」というような文言も付け加えていただいたらどうかと思います。

○石井主査

御意見ありがとうございます。そのように修正しましょう。ほかに御意見はございませんか。本報告に関する修正意見も収束したようです。

昨年から審議を進めてまいりまして、ようやく一次報告が形になったところでございます。ここで、この参照枠は固定的なものではなく、社会の変化に伴う言語の使われ方、あるいは研究の進め方などによって改善が加えられていくべきものであることを改めて確認しておきたいと思います。

今回の一次報告は「日本語教育の参照枠」の正に一步あるいは一段階目になると思います。今後、皆様の御協力の下、よりよい参照枠に育てていく努力が必要になります。本年度末の二次報告、それから来年度の三次報告と続く計画であると承知しておりますが、改めてこのことを確認するとともに、本小委員会としても、これでおしまいということではなく、引き続き、よりよい参照枠にしていくための審議・検討を行っていく所存です。

それでは、頂いた御意見を踏まえまして修正し、委員の皆様を確認していただいた後に、日本語教育小委員会まとめとして取りまとめをさせていただきたいと思います。そのようなことでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

○石井主査

ありがとうございます。御承認いただいたということで進めさせていただきます。

続きまして、議事2、日本語能力の判定基準についてです。日本語能力の判定基準等に関するワーキンググループの進め方及び検討事項などは、参考資料2にございます。日本語能力の判定基準に関するワーキンググループですが、「日本語教育の参照枠」の一部として、評価を中心に検討いただくこととなります。今期はこれまで3回のワーキンググループを開催しまして、資料5と6、この二つを作成いただいています。資料5と6は別の成果物になることから、別に御報告いただきまして、一つずつ本小委員会の皆様で審議いただきたいと思います。

それでは、日本語能力の判定基準等に関するワーキンググループの座長である根岸委員より、中間報告としまして、現在の審議経過の御説明を頂きたいと思います。根岸座長、お願いいたします。

○根岸委員

それでは、日本語能力の判定基準等に関するワーキンググループから、審議内容の中間報告について御報告いたします。

資料5「言語能力記述文の作成方法及び検証手法に関するガイドライン(案)」の目次を御覧ください。まず、1ページにある全体の構成について申し上げますと、1.ガイドラインの目的、2.CEFRの尺度に基づいた言語能力記述文の作成方法と事例、3.言語能力記述文の尺度の検証手法、参考文献という流れになっています。目的と作成方法と検証手法という3ステップです。

2ページが図1、「日本語教育の参照枠」の構成となっております。こちらは「日本語教育の参照枠」一次報告の13ページで示しているものと同じものです。図の赤い点線の部分を御覧ください。「日本語教育の参照枠」一次報告が示されますと、今後、分野別の言語能力記述

文が生活、就労、留学などの各分野で作成されていくことが予想されます。そこで、言語能力記述文をどのように作成していったらよいのか、また記述内容やレベルに関する検証手法を示すことを目的として、本ガイドラインを作成いたしました。つまり、このガイドラインは「日本語教育の参照枠」一次報告の参考資料という位置づけになるかと思っております。

このような目的については、次ページ、1.ガイドラインの目的の(1)目的の部分に記載いたしました。続いて、(2)言語能力記述文とはでは、言語能力記述文とは何かということ、また言語能力記述文はCan doとも呼ばれておりますが、このような用語の整理に加え、言語能力記述文の機能について八つの項目を示しています。

次に2ページの2.CEFRの尺度に基づいた言語能力記述文の作成方法と事例では、言語能力記述文を作成するに当たっての原則と作成方法及び作成事例について示しています。作成方法については既にある言語能力記述文を基に、新たな言語能力記述文を作成する場合と、コースの学習目標を基に言語能力記述文を作成する場合の二つの方法を示しました。作成事例につきましては、5ページに標準的なカリキュラム案Can doと、国際交流基金が開発したJF日本語スタンダードのJF Can doの二つを示しました。

6ページの3.言語能力記述文の検証手法では、CEFRが示している言語能力記述文を尺度として用いる場合の検証手法についてです。検証手法については直観的手法、質的調査法、量的調査法に分けられ、合計12の検証手法があります。

8ページは言語能力記述文の検証の実例として、CEFR Can do, CEFR-J, JF日本語教育スタンダードの三つを挙げました。また、標準的なカリキュラム案Can doの検証につきましては、今年度後半に量的検証を行うことになっております。

以上が資料5「言語能力記述文の作成方法及び検証手法に関するガイドライン(案)」についての説明です。よろしくお願いいたします。

○石井主査

根岸座長、ありがとうございました。委員から御質問あるいは御意見がございましたらお願いいたします。特に御質問等ございませんようでしたら、ここでこの資料5「言語能力記述文の作成方法及び検証手法に関するガイドライン(案)」については御提案くださったとおり、一次報告の参考資料として加えまして、今後更に充実を図っていくこととしたいと思います。

続きまして、資料6『日本語教育の参照枠』(二次報告案)－日本語能力評価の考え方について－の審議に移ります。根岸委員、こちらも御説明をお願いいたします。

○根岸委員

続きまして、資料6『日本語教育の参照枠』二次報告(骨子案)－日本語能力評価の考え方について－について御説明いたします。本資料は、「日本語教育の参照枠」の二次報告として、日本語能力評価の考え方について幅広く示すとともに、日本語能力の判定試験と「日本語教育の参照枠」のレベルとの対応関係を示す方法等を示すことを目的としており、今年度末に取りまとめを予定しているものです。

本日は中間報告ということですが、現時点では途中経過の報告となりますことを御了承いただければと思います。

構成につきましては資料1枚目のとおりです。

ページをめくっていただきまして、1ページ目は1.日本語能力評価の現状と諸課題です。こちらには第一として、国内外の各試験が判定する日本語能力についての共通の指標を整備することが必要となっていること。次の点として、留学生とは異なる目的、場面で言語活動を行う人の日本語能力について適切な判定がなされていないこと。最後の点としては、話すこ

と、書くことなどの産出に関する能力を評価する試験が少なく、かつ、その評価のための基準も明確に示されているとは言い難いこと。この3点を挙げました。

次に2.「日本語教育の参照枠」における言語教育観に基づく評価の三つの理念として、①生涯に渡る自律的な学習の促進、②学習の目的に応じた多様な評価手法の提示と活用推進、③基準（尺度）と評価手法の透明性の確保を挙げました。

3.「日本語教育の参照枠」における言語能力観と評価では、1として評価の前提となる言語能力観について、CEFRの言語能力観を基に示しました。次に、評価の三つの概念に触れた上で、教育の目的に応じて様々な手法を組み合わせる評価を行うことについて言及しました。

また、評価という言葉はいろいろな意味を含むため、CEFRにおける評価についての概念整理を参考として挙げています。

次に4.「日本語教育の参照枠」における多様な評価の在り方と事例では、主な熟達度評価の在り方として、試験として実施することが出来る評価と、試験によらない評価について示しました。評価といいますと試験をイメージすることも多いかと思いますが、本資料ではポートフォリオ評価や自己評価などの手法や事例についても示していきたいと思えます。

6ページ後半は評価の種類について示しました。こちらはCEFRで挙げられている評価についての多様な考え方を示してあり、全部で13項目あります。

12ページについては、試験と比べややイメージしにくいであろう、筆記試験によらない評価の事例を挙げていく予定であります。①パフォーマンス評価と②ポートフォリオ評価については事例がありますが、その他の事例につきましては今後加筆していく予定です。

13ページは5.日本語能力の判定試験と「日本語教育の参照枠」の対応関係を示す方法です。こちらは日本語能力の判定試験と「日本語教育の参照枠」との対応関係、つまり全体的尺度の6レベルとの対応付けの方法について示しました。こちらは欧州評議会が2011年に公開した対応付けのマニュアル、*Relating language examinations to the Common European Framework of Reference for Languages*、長いですが、これで示された五つの手続について踏まえつつ、今後加筆を行っていく予定です。

次に、国内の外国語の試験とCEFRへの対応付けの事例として二つの例を挙げました。

14ページは「6.社会で活用される日本語能力の判定試験に求められる要素」です。こちらは、試験開発に関する基本的な考え方として、最低限必要となる要素を挙げました。また、次領域でどのように担保していくかについては今後書き込んでいく予定です。

(2)社会的ニーズに応える日本語の能力判定の在り方については、今後どのような日本語判定試験が必要か、またその時に何が必要かについて示しました。本資料で挙げました3点以外にもまだあるかと思えますので、こちらについても今後加筆していきたいと思えます。

最後になりますが、資料5、資料6ともに参考文献は大切ですので、今後更に補充していきたいと思っております。

以上が資料6『日本語教育の参照枠』二次報告（骨子案）－日本語能力評価の考え方について－についての説明です。よろしくお願ひします。

○石井主査

ありがとうございました。

「日本語教育の参照枠」の二次報告となる骨子案が示されまして、評価の在り方そして試験に関する報告の中身が具体的に見えてきたように思えます。今の御説明に関して、委員から御質問あるいは御意見がございましたらお願ひします。大木委員、どうぞ。

○大木委員

まずは骨子案を整理いただきまして、ありがとうございます。資料6「日本語教育の参照枠」二次報告（骨子案）－日本語能力評価の考え方について－」の1ページ目、1.日本語能力評価の現状と諸課題について、質問かたがた意見を申し上げます。

はじめに質問として、一次報告と照らし合わせて読みながら考えますと、「現状と課題」と記載された一次報告に対して、二次報告では「現状と諸課題」とされています。細かいことで恐縮ながら、二次報告の方が内容的に多くの課題をはらんでいるのではないかという読み方も出来ますが、課題と諸課題を書き分けているのであれば、その主旨を教えてくださいというところが一つです。

それから意見として、資料6は正に骨子案ですので、シンプルな書き方になっているのだと思います。今後、文章化が図られていくと思いますが、現在、現状と諸課題が書き分けられておりません。調査審議の進展につれて両者を書き分けることを通じて、最適な具体的施策を打ち出していくことも重要ではないかと思っておりますので、御検討いただけましたら幸いです。よろしく願いいたします。

○石井主査

御意見が出ましたが、いかがでしょうか。

○根岸委員

「諸課題」のところは、少なくとも私個人は書き分けたという意識がありませんが、想像するに、課題が多いという気持ちが事務局にあって、それが「諸」に入っているということだと思います。

それから、現状と課題を精査するであるとか、20の機関・団体で実施されている試験に関する記述がありますが、これは参考資料3「平成30年度日本語教育総合調査－日本語の能力評価の仕組みについて－」の調査に基づいているので、そのような言及などもあるべきだと思います。

○大木委員

ありがとうございます。今回、「はじめに」がまだ示されていないので、恐らく巻頭言で記述される内容もあって、冒頭を踏まえつつ現状と課題が整理されていくのだろうと思います。特にこれ以上の意見はありません。

○石井主査

松岡委員、お願いします。

○松岡委員

報告書のタイトルが『日本語教育の参照枠』二次報告になっています。一次報告は参照枠そのものを示したと理解をしているのですが、二次報告は日本語の能力評価をどうするかという話ですね。どうして参照枠二次報告になっているのだろうという違和感があります。それで、このタイトルの意図を事務局にお尋ねしたいのですが、回答をお願いします。

○石井主査

事務局、お願いします。

○松井日本語教育専門職

二次報告が日本語能力評価となっていることに関しましては、CEFRにおいても能力記述文の提示の次に、言語教育プログラムや評価等について章を立てて取り扱われております。そういうものを全て包括的に扱うという意味合いにおいて、二次報告は特に集中的な検討が必要である日本語能力評価の課題を取り上げさせております。最終的に来年度の終わりまでには、日本語能力評価以外にも、CEFRで挙げられている内容を日本語教育の文脈に捉え直し、何らかの形で示していくことを予定しております。

○石井主査

よろしいでしょうか。

○松岡委員

分かりました。この「日本語教育の参照枠」の構成についての、そもそもの議論が分からないと、皆さんも読みにくいかと思えます。「日本語教育の参照枠」の一次報告案概要がポンチ絵で出されていますが、「日本語教育の参照枠」という報告全体の設計を示した後で、一次報告はこれ、二次報告はこれ、三次報告とを示していただいた方が分かりやすいと思えます。御検討をお願いします。

○石井主査

ありがとうございます。事務局、よろしいでしょうか。では、村田委員、お願いします。

○村田委員

非常に精緻な御議論が日本語能力の判定基準に関するワーキンググループで積み重ねられたようで充実した骨子案になっていると拝見しました。

ただ、専門外の人間にとってみれば、かなり難しいと感じたのも事実でございます。今後現場の方々がこれを使いこなしていくためには、更に一工夫して分かりやすくしたもの、あるいは理解を深めるための研修・講習といった取組も必要になるのではないかと感じた次第です。

また、いろいろな評価の手法が紹介されていて、パフォーマンス評価やポートフォリオ評価といったものが定着していくことを目指すのだろうと思っています。これまでの私の経験から、主に官僚の方たちとお話をしたときに、こうした評価については客観性や透明性、テストを養成するために必要となる費用、実際に試験を運用するコストといったものが問題になるという印象を持っております。

したがって、パフォーマンス評価等を、今後日本社会で広く活用してもらうことを目指すのであれば、こうした評価方法が実際にうまくいっている社会の実例なども紹介しないと、なかなか伝わらないのではないかと感じました。

○石井主査

確かにそうですね。ありがとうございます。毛受委員、お願いします。

○毛受委員

大変な作業をしていただきまして、ありがとうございます。門外漢なので、この御説明を聞いて分かりづらいところを幾つかお聞きしたいと思います。

まず、これから新しい「日本語教育の参照枠」に沿って、日本語の試験実施団体が問題を作成し、試験をしていくと思うのですが、対応付けをして、それぞれの団体が試験を実際に行う

のは、大体いつ頃になる想定なのかお聞きしたいということが一つです。

それから、日本語の試験についても、日本語のレベル尺度とともに能力記述文が示され、それに沿って各団体は試験問題を作り、評価していくということになると思うのですが、それが我々の思っているような内容・レベルなのかを誰が評価するのかということが知りたいと思います。文化庁が有識者会議のようなものを組織するのか、あるいは外部の第三者評価機関が試験の評価についてお墨つきを与えるようなことになるのでしょうか。

最後に、三次報告まで議論が進む間にも、各日本語試験実施団体によるCEFRを参照した試験が始まっていく可能性が考えられます。新しい指針に沿ってやっていくとなると、恐らく2年、3年先に検証が終わることになるかもしれませんが、そこまでの間はどのようにするのでしょうか。その間、既に評価の在り方については指針が出ており、試験的に試験問題が作られるという過程が出てくると思うのです。移行期間の間の新しい基準に基づくような試験について、移行期間のようなものを認めていく必要があるのではないのでしょうか。

最終報告が出されるまで待ってから開発するとなると新試験の実施が3年先、4年先になってしまうので、何かそこは工夫して新しい考えに基づいたような試験をなるべく早くやるべきではないかと思いました。

○根岸委員

少なくとも私はテストの実施等に関するスケジュールがどうなっているか聞いておりませんので、そこは事務局に答えていただきたいと思います。

2点目の誰がテストを評価するかですが、これは大きい問題で、CEFRはそういう機関を持っていない状態です。それぞれの試験機関がマニュアルに従って手続きを踏んで検証を行い、その結果を表明しているわけです。ただ、それがハイスタークスのテストになっていけばいくほど、それで大丈夫かという問題は出てくると思います。

これについても事務局がどう考えているか後で明確にした方がいいかもしれません。もし文化庁なり外部団体がお墨つきを与えたり試験を判定するのでなければ、CEFRのように、第1段階、第2段階、第3段階の検証のどこまで検証を行ったのかということ報告書も含めて公表してもらうというのが一つの精密な方法ではないかと思います。

これはワーキンググループに持ち帰って引き続き議論しますが、CEFRの関連資料によると三つの手法の全てを行うのが良いとされていたように思います。一つの手法だけ行うのでは、証明・検証が十分ではないのではないかと考えています。それぞれの機関で実施した手法と結果を示してもらえるように、検証方法をお示しするのが現状としては良いのではないかとお話を聞いていて思いました。

○石井主査

具体的なことを御提案くださってありがとうございます。根岸委員の御意見に加えて、御意見ありましたら、お願いします。眞嶋委員、お願いします。

○眞嶋委員

情報共有させていただきたいのですが、社会的にインパクトの大きいテストをいかに優れた試験にするかということは、まだ日本ではテストの専門家があまり育っていないので、難しいことだと思います。先ほどの資料6「日本語教育の参照枠」二次報告（骨子案）－日本語能力評価の考え方について－」の16ページの最後に、試験開発に関する専門人材の育成が不可欠であるということは指摘してあり、正にそのとおりです。

私が見聞きしている情報ですが、例えば、皆さんも御存じの英語のTOEFL、TOEIC

を作っているETS (Educational Testing Service) という会社がアメリカにあります。そこはプリンストンにあって、最近のことは分からないのですが、私が知っている古い話では、言語学、言語テストの専門家です。PhDを持った人を3,000人も雇っており、相当な先行投資をして厚い研究をして、TOEFLのような世界的に広く使われるテストの安定性を担保してきているわけです。

つまり、受験者には見えない相当の研究の積み重ねがありますので、今年必要になったからすぐやろう、来年やろうとか、そのように拙速には出来ないことだと思います。

本委員会の島田委員やテストの御専門の方もいらっしゃいますが、全国的に見たらそれを志す若い人たちがどこで勉強したらいいのか、まだ専門に勉強できる機関も少ない状況です。テストは奥が深く難しいですが、この分野の専門家を併せて育てなければいけないと強く思います。

先ほどの御質問の答えにはなっていないのですが、その重要性を鑑みて、今後も出来るところから、例えば専門人材をどのように育成していくなど、中長期的な展望を持って取り組んでいかないといけないのではないかと思います。

○石井主査

ありがとうございます。野田委員、お願いします。

○野田副主査

今のお話、本当にそのとおりで賛成なのですが、人材育成と同時に、そういう方々が活躍できる場となる機関を作ったり、そういった機関に対して援助する等しないと人材は育っていかないと思います。ここに書いてあることはそういうことを含んでいると思いますが、その辺りのことも書いていただいた方が良かったと思います。

○石井主査

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。南田委員、お願いします。

○南田委員

今回の日本語能力の判定には大変期待しています。1ページの現状と課題にもまとめているのですが、二つ目の丸の、生活者としての外国人も留学生も就労者も皆、今まで同じ試験を受けている現状がある中、参照枠が整備され、今後それぞれの分野別の日本語教育に適した評価がされていくというところに期待しております。

そのことが報告書にも書かれていると良いと思っています。例えば、13ページ以降に「日本語教育の参照枠」との対応関係を示す方法としてまとめているのですが、今後、資料5でも説明いただきましたとおり、分野別のCan doが作られていき、試験もどの分野のCan doと対応し、どの分野の評価に対応しているかを示していくことができるようになれば良いと思っています。

それから、6の14ページ以降の「社会で活用される日本語能力の判定試験に求められる要素」としまして、参照枠でも日本人側が外国人の日本語のレベルが分かるようにすることがうたわれていると思いますが、試験もそうだと思います。例えば企業が外国人を雇用するとき、その試験の結果を見るとき、どのくらいの日本語が出来るのかが一目で分かるようにすることが重要であり、そういった日本人側にとっての分かりやすさに対する配慮も書き込んでいただけると良いのではないかと思います。

○石井主査

ありがとうございます。ほかにございますか。根岸委員，お願いします。

○根岸委員

今の御指摘について，前の委員会でお話ししたかもしれませんが，CEFR 2018年版にプロファイリングという概念が示され，五つの言語活動の全てに同じレベルを求める必要はないということが謳われています。南田委員が指摘されたように，留学生か就労者かに応じて，ニーズを基に必要な言語活動のレベルを判断することが書かれているわけです。

資料5は，このプロファイリングについて触れられていないので，テストとの関連付けといったときに，あなたはB1，あなたはA2のように，言語活動として何が出来るかということとか離れてレベルを判定するような印象を与えている可能性があるように思います。私もこれほどどこかで言及しなければいけないとは思っておる次第です。

○南田委員

ありがとうございます。

○石井主査

毛受委員，どうぞ。

○毛受委員

先ほどの私の質問に対して，お答えいただきまして本当にありがとうございました。

留学生を含めて，外国人に対する日本語教育の評価については中長期的な視点で制度としてしっかり完成度を上げていくことの重要性を改めて感じております。一方で，新たな参照枠をどうやっていち早く社会に理解してもらって，現場で使ってもらおうかということも非常に重要だろろうと思います。そのほか，日本語の試験を行っている民間団体がたくさんありますが，やはり国際交流基金の日本語能力試験が知名度もあり，民間試験としての役割があるのではないかと思います。

そういう意味で言うと，国際交流基金から小委員会メンバーに入っているわけですし，新しい参照枠の考え方に基づいて，それに準拠するような形でいち早く考えを取り入れ，同時並行的に新しい問題が出来て，正式なものではないにしても，こういう形で動いていくことが理想的ではないでしょうか。全ての議論が調い，完成できた段階からスタートするとなるとどうしても時間がかかります。今，様々な施策が動いている中，その間の時間も貴重だと思いますので，できれば順次移行していく期間を認める形になると良いと思います。

○石井主査

ありがとうございます。毛受委員の御意見について何かございますか。根岸委員，お願いします。

○根岸委員

その前のことも含めて，評価の専門人材育成に当たって，先ほど英語のTOEFL，TOEICを作っているETSの例が出ていましたが，ETSはアメリカで言語テストを行い，試験が終わると，自動的に就労につながるようになっていて，優秀な人材がどんどん集まる仕掛けがあります。日本には少なくとも，言語テスト学会がありますが，会員は200人ぐらいしかいません。200人といっても全ての言語テストに習熟しているわけではなく，特定の分野に

関心がある研究者などにより構成されています。例えば先ほどの質的な分析や尺度化において質的な検証というアプローチに関して言うと、テストを作っている団体が、項目応答理論等が分かっていないと私たちの報告に書かれていることが何を言っているのか分からないケースはかなりあると思います。

今後そういう言語テストの専門家がもっと出てくれば良いと思います。しかし、当面の間はそういう分析や検証に習熟した実働、データを提供すると分析してくれる集団・組織が必要なのかなと思います。現状では、二次報告を見て、自分たちで何とかしなければと思われたとしても、どうしたらいいかが分かりづらく、検証作業がしにくいと思います。

こういう組織、こういう集団に相談すると、データを基にこんなふうに分析するのだというところを明確に言えると良いのではないのでしょうか。将来的には、ETSのように3,000人規模とまでは急にはならないでしょうけれども、そういう組織があったら良いのではないかと考えて見ておりました。現状はそれがやりたくても出来ないで、CEFRの尺度が必要だということですが、十分な検証を経ないままラベルが貼られてしまうということが起こるかもしれないので、そのような事態を避けるためにできるだけの記述をし、検証できる専門家を集めるということではないのでしょうか。

○石井主査

ありがとうございます。今、評価の専門家がなかなか育っていない現状があるわけですが、試験や評価に関する学問を専攻する学生がおり、業界として育てていくことを考えたときに、どのようにすれば実現していけそうか、何かアイデア等がおありでしょうか。

○根岸委員

言語教育では論文などで最近統計などをよく使っているケースが多いと思います。そういう統計的な分析について習熟していることも重要なのですが、この報告書に示す対応付けに関して言うと、もう少しスペシフィックで、テスト統計に習熟していないといけません。しかし、その分野の人材があまり多くないのです。言語でなくても心理測定というところに広がっていくと、今はこの項目応答理論なしではやっていけない状況になっていますので、全体的に視野を広げて、こういうところについては協力を頂けないかというように各分野と連携するのもありなのではないかと思っています。

日本語教育だと野口委員などが今まで携わってこられたと思いますが、野口委員ほどの関心をお持ちでなくとも、項目応答理論全般で別の研究をしていたが、日本語教育の方もお手伝いいただきたいというようにアプローチしていけばいいのではないかと思います。

もう一つは、分析ツール自体は以前に比べ、かなり使いやすくなってきています。数か月前も確か総務省が統計学のオンライン講座を開催していて、私も受講してみました。そういうサービスを日本語教育研究者向けに行ったり、ハンズオンで、このデータを皆さんで分析してみましようというように広く呼びかけて行うというのも、今どきの手法としてはあるのではないかと思います。

○石井主査

ありがとうございます。とても大事なところであろうと思います。島田委員、お願いします。

○島田委員

島田です。お話が出ていることの繰り返しになりますが、やはり日本語教育でテストを研究しようという人は少ないし、大学院生も非常に少ない状況にあると思います。私は一応日本語

教育のテストの専門ですが、私のところでも大学院生はほとんどテストを専攻に研究する人がいません。その一つとして、やはり出口ということも大きく関わるように思います。日本にもテストの専門家が活躍できる場所がこれから出てくると興味を持つ人もいるかもしれないと思います。現状では大変心配な状況であると思います。

○石井主査

ありがとうございます。戸田委員、お願いいたします。

○戸田委員

資料6「日本語教育の参照枠」二次報告(骨子案)－日本語能力評価の考え方について－」に戻りますが、2ページに「日本語教育の参照枠」における三つの評価の理念がありまして、二つ目、「学習の目的に応じた多様な評価の手法を提示し」というところに大変共感いたします。その後に「その活用を後押ししていくための考え方や事例を示す」とあるのですが、これは具体的に想定されていることや、またCEFRなどで何か事例などがありましたら教えていただきたいと思います。

三つ目ですが、こちら最後の行に「これにより、日本語学習者がいつ、どこにいても、一貫した学びを継続できる環境を整備する」ということで、「日本語教育に関わる全ての人の中で評価に関する共通認識を醸成する」という点について、この実現性について根岸委員にお話しただければと思うのですが、お願いできますでしょうか。

○根岸委員

事務局がどう考えているかは分かりませんが、御質問の二つ目の「多様な評価手法」で私が思いつくのは、Council of Europe(欧州評議会)のサイトにCEFRのサイトがあって、読むこと、議論することなどという様々な言語活動の評価の事例が、実際の問題とともにレベル別に掲載されています。リスニングであれば、こういうものを聞いて、こんなタスクを行うということが示されていて、それがとても役に立つと思います。

日本語教育でも恐らく、特に最初の頃は、A1のイメージを持つために、タスクや実際の言語活動の事例を示すことですね。CEFRの関連で言うと、例えばフィンランドなどはCEFTTrainというツールがあって、四技能それぞれのタスクがあり、それを行った学習者の例が載っています。さらに、実際の例を基に、それがどのレベルかを判断することができるサイトがあります。実際にディスクリプターを選んで、このパフォーマンスはこのレベルのディスクリプターであろうと思う答えを選び、当たると「ピンポン」と音が鳴るらしいのですが、不正解だともう一回やり直しになるわけです。そういうものが用意されています。

私の経験では英語教育でもそうでしたが、実際にはディスクリプターが出来ただけではみんなが同じものをイメージするのは難しく、具体的なテキストとタスク、あるいは発表技能だったらアウトプットのテキスト、話したり書いたりしたものとその水準、このタスクでどのくらいまで出来ているとB1なのかを示すものを豊富に用意する必要があります。

ただ実際、Council of Europe(欧州評議会)のサイトでは、時々これでB1でいいのだろうかと思うものはあります。つまり、複数の国の英語の例、フランス語の例などを集め、特に審査をしているわけではないので、一部判定が不確かなものはあります。でもそうやって集めたものが自由に参照できる状態というのはとても重要だと思います。

それから、お答えになるかどうか分かりませんが、英語の例だとReference Level Descriptionという、それぞれのレベルごとの言語的な特徴に関する研究を行うことになっていて、英語だとEnglish Profileがあります。そのサイトでは、こういうことが出来るとこの

レベルという情報が多く提供されています。

○石井主査

ありがとうございます。日本もこれから整えていくということでしょうか。
戸田委員，よろしいですか。

○戸田委員

はい。村田委員がお話しされたように，分かりやすい記述でまとめていただければと思っております。

○石井主査

ありがとうございます。井上委員，よろしくお願いします。

○井上委員

2ページの三つの評価の理念の①について，「生涯に渡る自律的な学習の促進」とありまして，『日本語教育の参照枠』における評価は，生涯に渡る自律的な学習の促進を目的とする」とあります。ここが日本に定住しようとする外国人をイメージするのであれば理解しやすいのですが，一時的に日本に来る留学生，あるいは外国で趣味として日本語を勉強しようとする学習者を考えると，この「生涯に渡って」という言い方に少し違和感があります。生涯に渡って日本語を続けるというような意味合いではないと思うのですが，日本語教師としてはずっと日本語を勉強してほしいという気持ちはありますが，ここの書き方に工夫があった方がいいのではないかと思います。

○石井主査

井上委員，ありがとうございます。これについて，野田委員，どうぞ。

○野田副主査

今の井上委員の御意見はもっともだと思いました。確かに読んでいる印象では，上から目線のようなものを感じる方が出てくるのではないかという気がしますので，何か工夫した方がいいと私も思います。

○石井主査

眞嶋委員，お願いします。

○眞嶋委員

C E F Rが最初に出来たときに，これはわざわざ「生涯に渡る外国語学習を可能にするための参照枠だ」ということを言っています。当時は外国語学習というと学校教育の中だけでやるもの，高校生あるいは大学生までしかやらない，大人の大人が外国語教育でやらないことはないけれど・・・という，外国語学習は少しマイナーな印象があったのではないかと思います。そのC E F Rが出来た当時のヨーロッパの状況を鑑みて，域内での人の移動を促進するためにも，生涯に渡った外国語学習，何歳でも良いのだということが言いたかったと思うのです。

学習者にとっては，別に学校で決められたから学ばなければいけないのではなくて，自律的学習者として自分が必要だと思う言語を必要な目的のために，移動しても継続して勉強できるような仕組みという意味合いでした。それは，むしろ選択の枠が広がるといいですか，言語

学習の可能性が広がるという意味でポジティブに使われている言葉なので、上から目線で一生勉強しろと言っているということでは勿論ありません。日本語で、もしそういう誤解があると良くないと思いますので、工夫が要りますね。

2018年に出たCEFR-CV（補遺版）の新しいバージョンも最近改めて見ましたが、ライフロング・ラーニングということをととても大事にされているようです。したがって子供のことも入れないわけにはいかないので、これからも研究していくという話でしたし、手話や、今盛んになっているオンラインの言語能力をどのように考えていくかなど、新しい課題もどんどん出てきていると思います。

少し話が広がってしまいましたが、生涯学習というのも、少子高齢化の現状も鑑みますと、外国語学習・言語学習を学校教育に限ったものではないという意味合いを強調していることが分かるような書き方をしたらいいのではないかと思います。

○石井主査

CEFRというと、私はやはり複言語主義が大きいと思います。例えば移動ということを決してネガティブには捉えずに、移動した先で今度は違う言語に自分が関わることで、幾つかの言語に触れていると、相対的にいろいろなものが見えてくるものです。そういったことも含めて、複言語主義の魅力、単に無駄なく言語を獲得するというだけでなく、人生の様々な段階で言語を自分に良いものとして使用していき、学んでいくという部分もあるのではないかと考えています。戸田委員、お願いします。

○戸田委員

石井主査がおっしゃったように、私もここは日本への定住が進む中で、日本で生きていく中の様々なライフステージで必要となる日本語が変わって段階が進んでいくという意味で捉えておりました。書き方をもう少し工夫してはどうかと思います。

○石井主査

神吉委員、お願いします。

○神吉委員

前半に発言したことと関わりますが、日本語の議論だけをしていると、井上委員もおっしゃったとおり、日本語学習はどこかで終わるかもしれません。でも、皆さんがおっしゃっているとおり、いろいろな言葉を学び続けていくということは人が生涯に渡って学んでいくことと非常に密接に関係がある、そのことを我々は理念として大事にするのだと表現するのであれば、私はこのままでもいいと感じています。日本語学習は続かないかもしれませんが、理念はその話だけではないでしょう。

○石井主査

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。井上委員、どうぞ。

○井上委員

2ページの3.以下、(1)言語能力観について、(2)評価については、恐らくこれから書き加えられていくことだと思うのですが、今ここで見る限り、CEFRの紹介がほとんどで、「日本語教育の参照枠」としてはどうかという文言はまだまだ少ないように思います。これはこれからどんどん書き加えられていくという理解でよろしいでしょうか。

○根岸委員

そこは悩ましいところです。基本的にCEFRに基づいて、CEFRをなぞるように作られていて、日本語固有のものはまだ入っていない状態です。この後、漢字の話などは一つの典型的なディスカッションポイントではありますが、それ以外にも、英語のCEFRの2001年と2018年を読めば、もっと詳しいことが書いてあるという状態になっています。ただ、「評価について」と書いてあるところに三つの概念がありますが、これはヨーロッパの言語の評価にしか適用しないということではないので、恐らく日本語にも当てはまることだろうとは思いますが、評価に関しては、日本語固有の問題や、日本語の観点から見たものは今のところは入っていません。今後どうするかは検討する必要があると思います。

○松井日本語教育専門職

事務局から御説明いたします。御指摘のとおり、「日本語教育の参照枠」として評価の問題をどのように考えるかということについては、これからワーキンググループで審議をし、書き込んでいきたいと思っております。なお、根岸座長の御指摘のとおり、評価に関する部分においては汎言語的な側面もございますので、そことのバランスも考えまして内容を充実させていきたいと思っております。

○石井主査

本日は多様な観点から御意見を頂きました。今後もいろいろな形で検討していかなければいけないことや、この領域の人材を育てていくといったことも議論として出たと思います。今期のワーキンググループにおいて、引き続き御検討いただきたいと思っております。

そろそろ時間も近づいておりますが、事務局から何か連絡事項等があればお願いします。

○増田日本語教育調査官

事務局から今後の審議スケジュールにつきまして御連絡いたします。参考資料1「第20期日本語教育小委員会の審議内容について」に今期後半の審議スケジュールを追記しておりますので、御確認ください。次回は、国語分科会を11月20日金曜日、午前10時から開催を予定しております。また、日本語教育小委員会については、次回は12月17日木曜日15時からの開催を予定しております。会場及び開催方法等につきましては、確定いたしましたら改めて文化庁ホームページ等で公表し、委員にはメールにて御連絡させていただきます。御出席のほど、よろしくお願いたします。

○石井主査

それでは、これで第102回の日本語教育小委員会を閉会といたします。御協力ありがとうございました。